

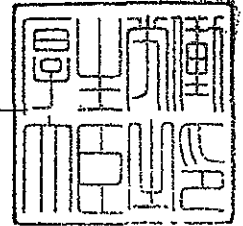
厚生労働省発能第 0324003 号

平成 21 年 3 月 24 日

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

厚生労働大臣 舩添 要一



別紙「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、
貴会の意見を求める。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 認定実習併用職業訓練における青少年の範囲の改正

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第十条の二の規定により事業主の行う実習併用職業訓練の実施計画について、当該計画の認定を受けることができる青少年の範囲を十五歳以上四十歳未満に改めるものとする。

第二 技能検定を実施する指定試験機関の指定の基準

技能検定試験に関する業務のうち法第四十七条第一項に規定する試験業務（以下「試験業務」という。）を行うことができる者を指定する基準を、次のとおり定めるものとする。

- 一 法第四十七条第一項第一号の基準に適合する計画は、次のいずれにも該当するものであること。
 - (一) 試験業務を適正かつ確実に実施するために必要な職員の確保について定められていること。
 - (二) 試験業務を適正かつ確実に実施するために必要な事務所その他の設備の確保について定められていること。
- (三) 試験業務の対象に、申請者又はその関係者が雇用する者その他当該申請者又は関係者と密接な関係

を有する者以外の者を含むこととされていること。

(四) 試験業務に係る経理が、申請者の行う他の業務に係る経理と区分して整理されることとされていること。

二 法第四十七条第一項第二号の基準に適合する者は、次のいずれにも該当するものであること。

(一) 全国的な規模で継続して毎年一回以上試験業務を実施できる資産及び能力があり、かつ、検定職種に従事する労働者を対象とした職業能力を評価する試験を適切に行ってきた実績等を有すること。

(二) 試験業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて試験業務が不公正になるおそれがないこと。

(三) インターネットにより、技能検定の実施職種、実施期日、実施場所、技能検定受検申請書の提出期限その他の技能検定の実施に必要な事項、試験科目及びその範囲、受検資格並びに試験の免除の基準を公示することができること。

第三 技能検定試験の方法

二以上の指定試験機関（法第四十七条第一項に規定する指定試験機関をいう。以下同じ。）が同一の

検定職種について技能検定を行う場合は、学科試験（選択科目に係る部分を除く。）においては同一の試験科目及びその範囲並びに試験実施要領を、実技試験においては異なる試験科目を用いて行うものとする。

第四 その他

申請書の添付書類、試験業務規程で定めるべき事項、指定試験機関が備えるべき帳簿の保存、名称等の変更の届出、受検資格の特例及び試験の免除の特例について、所要の規定の整備を行うものとする。

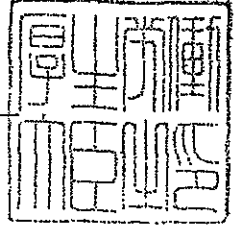
第五 施行期日

この省令は、平成二十一年四月一日から施行するものとする。

厚生労働省発能第0324001号
平成21年3月24日

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

厚生労働大臣 舩添 要



別紙「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、
貴会の意見を求める。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

- 一 普通課程の職業訓練を実施する際の標準を示している別表第二のうち、建築・土木分野の訓練科について、教科の科目、時間配分等の見直しを行うものとする。
- 二 その他所要の経過措置を定めるものとする。
- 三 この省令は、平成二十一年四月一日から施行するものとする。